最終更新日：2017年2月7日

住友大阪セメント株式会社
取締役社長 関根 福一
問合せ先：法務室 TEL:03-5211-4517
証券コード：5232
http://www.soc.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

[コーポレートガバナンスについての基本的な方針]
コーポレートガバナンスは、企業経営を規律する仕組みであり、その目的は、経営の効率性を向上させるとともに、経営の健全性と透明性を確保することにより継続的な企業価値の増大を実現させることと考えます。よって、当社は、その充実を経営上の最重要課題と位置付けます。

なお、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および方針については、「住友大阪セメント　コーポレートガバナンス基本方針」としてまとめ、当社ホームページに公表しています。(http://www.soc.co.jp/csr/csr03/suishin02/)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則についてすべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

＜原則1-4＞
当社は、事業推進のうえで発生する協力関係の維持または強化、および事業機会の創出のために必要と判断される企業の株式を保有します。また、毎年、取締役会で主要な政策保有株式について保有意義や経済合理性を検証し、適宜見直しを行い、また、当該検証を踏まえ保有意義等について説明を行います。保有する意義や合理性がないと判断した場合には、市場影響等考慮すべき事情に配慮したうえで原則売却します。なお、政策保有株式の保有目的等については、有価証券報告書に記載しております。
政策保有株式の議決権について、当社は、投資先の経営方針を尊重したうえで、中長期的な視点での企業価値の向上に繋がるかを総合的に判断し、行使します。

＜原則1-7＞
当社は、取締役または第三者のために当社および株主共同の利益を害する取引を行いません。取締役が自己または第三者のために当社と取引を行おうとする場合は、法令および取締役会規程に従い、取締役会による承認を得るものとします。

＜原則3-1-1＞
当社は、企業理念や中期経営計画を当社ホームページ、CSR報告書等にて開示します。

＜原則3-1-2＞
本報告書の「1. 1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

＜原則3-1-3＞
取締役および経営陣の報酬を決定するにあたっての方針と手続きについて、本報告書の「Ⅱ. 1. (6) 取締役報酬関係」に記載しておりますので、ご参照ください。

＜原則3-1-4＞＜補充原則4-11-1＞
取締役会の全体としての知識、経験および能力のバランスならびに多様性等を確保するため、取締役候補者の指名基準および手続きを定めます。
取締役候補者については、当社の利益、成長および企業価値を考えて誠実に経営判断を下せる者のなかから、取締役会において指名します。
また、経営陣幹部については、取締役会から委任された業務執行の決定と業務執行ができる者のなかから、取締役会において選任します。
取締役会は、監査役候補者の指名基準および手続きを定めます。
取締役会は、監査役には、財務および会計に関する適切な知見を有している者が1名以上選任されるよう、監査に必要となる豊富な経験と高度な専門性を有する者のなかから、監査役会の同意を得て、監査役の候補者を指名します。
取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、当社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行します。

＜原則3-1-5＞
取締役および監査役の候補者の経歴等および指名理由につきましては、株主総会参考書類に記載します。

＜補充原則4-1-1＞
取締役会は、法令、定款および社内規程の定めに従い、取締役会にて決定すべき事項に係る意思決定を行うとともに、経営陣による職務の執行を監督します。また、取締役会は、経営陣による適正かつ効率的な職務の遂行を図るため、職務権限規程等の社内規程により職務権限および意思決定のルールを明確に定めます。

＜原則4-8＞
当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する役割および責務を果たす資質を十分に備えた独立性を有する社外取締役を2名以上選任します。

＜原則4-9＞

社外役員の独立性判断基準は、本報告書の「II. 1.【独立役員関係】」に記載しておりますので、ご参照ください。

＜補充原則4-11-2＞
社外取締役、社外監査役をはじめ、取締役および監査役は、その職務を適切に果たすために必要となる時間を十分に確保します。そのために、取締役は、他の上場会社の役員の兼任を合理的な範囲に留め、当社は、その兼任状況を、事業報告に記載します。

＜補充原則4-11-3＞
当社は、毎年、アンケート等による各取締役の自己評価等も参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析および評価を行い、その結果の概要を開示します。平成27年度については、取締役および監査役に対して取締役会全体の実効性に関するアンケートを実施し、取締役会がアンケート結果を参考にしつつ、分析および評価した結果、取締役会の実効性について問題は認められませんでした。

＜補充原則4-14-2＞
当社は、取締役および監査役が、求められる役割および責務を果たすため、就任時および必要に応じ就任以降も継続的に、個々の取締役または監査役の知識、経験、能力、属性等に応じた取締役または監査役の一般的な役割および責務について説明する機会を設けます。また、当社は、取締役および監査役が、経営を監督するうえで必要となる事業活動、財務、組織等に関する情報や知識を提供し、説明する機会を設けます。さらに、社外取締役および社外監査役は、上記のほか、当社の事業、財務、組織等の情報を継続的に受ける機会を有します。

＜原則5-1＞
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	36,509,000	8.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	26,822,000	6.43
住友生命保険相互会社	8,520,000	2.04
野村信託銀行株式会社(投信口)	8,440,000	2.02
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	8,279,354	1.98
住友商事株式会社	7,185,000	1.72
株式会社三井住友銀行	6,415,276	1.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	5,879,000	1.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・住友重機械工業株式会社退職給付信託口)	5,128,000	1.23
STATE STREET BANK AND TRUST OMNIBUS ACCOUNT OM25	4,939,000	1.18

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 上記【大株主の状況】は、平成28年9月30日現在の状況を記載しております。

2. 当社は自己株式11,512千株を保有しておりますが、上記【大株主の状況】からは除いております。

3. 平成29年1月11日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、アセットマネジメントOneおよびその共同保有者であるアセットマネジメントOneインターナショナルが平成28年12月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

・所有株式数 24,148千株
・所有割合 5.79%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員	

数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
齊田　國太郎	弁護士											
渡邊　明	学者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
齊田　國太郎	○	―――	大阪高等検察庁等の検事長を歴任され、他の会社の社外取締役および社外監査役に就任されていること等による優れた見識と幅広い経験を生かし、かつ、客観的立場から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれのある場合には該当せず、独立性が確保されているものと判断しております。
渡邊　明	○	渡邊氏は、当社の社外監査役であった平成20年6月から、当社株式の大規模買付行為への対応策にかかる特別委員会の	大学の教授に加え、学部長・学長を歴任され、大学の運営にも関与されたことによる優れた見識と幅広い経験を生かし、かつ、客観的立場から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

		委員であります。	また、一般株主と利益相反が生じるおそれのある場合には該当せず、独立性が確保されているものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	―
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

―――

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、効率的な監査を実施するため、会計監査人と定期的に会合(原則4回/年)を行うほか、必要の都度会合を行うなど緊密な連携を保ち、
意見・情報の交換を行なっております。
なお、会計監査人は、新日本有限責任監査法人であります。

監査役と内部監査部門の連携状況

内部監査のための組織として「内部監査室」を設置しております。「内部監査室」は、内部監査の年度計画の作成に際しては、監査役と意見交換を行い、監査役と合同で監査を実施し、情報・意見の交換を行うなど、連携を取っております。また、「内部監査室」は、監査役の求めに応じ、都度監査役に報告を行うとともに、監査役の依頼に従い特定事項の調査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
友澤 史紀	学者										△			
保坂 庄司	他の会社の出身者										△			
鈴木 和男	公認会計士										△			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
友澤 史紀	○	友澤氏は、平成20年5月まで、当社と取引のある公益社団法人日本コンクリート工学会の会長職にありましたが、当該取引の金額は、当社売上高および同工学会の経常収益額のいずれに対しても0.1%未満であり、その内容も同工学会との取引として一般的内容であることから、その独立性に影響はありません。	大学の教授に加え、日本学術会議会員等を歴任されたことによる優れた見識と幅広い経験を生かし、かつ、客観的立場から監査いただけるものと判断しております。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれのある場合には該当せず、独立性が確保されているものと判断しております。
保坂 庄司	○	保坂氏は、平成17年6月まで、当社と取引のある三井物産株式会社に所属しておりましたが、当該取引の規模は、当社および同社の事業規模に比して僅少であり、平成26年度における当社売上高に対する同社への売上高の割合は、0.1%未満であることから、その独立性に影響はありません。	他社の取締役・監査役を歴任されたことなどによる優れた見識・経験を生かし、かつ、客観的立場から監査いただけるものと判断しております。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれのある場合には該当せず、独立性が確保されているものと判断しております。
鈴木 和男	○	鈴木氏は、平成21年6月まで、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人に所属しておりました。同監査法人との間には、監査報酬の支払等の取引関係がありますが、同氏は、同監査法人に所属していた期間において当社の監査業務に一切関与しておらず、また、平成27年度における当社グループの支払った監査報酬等の総額が当社の連結売上高および同監査法人の総収入に占める割合が、いずれも0.1%未満であることから、その独立性に影響はありません。	長年の公認会計士としての幅広い経験と会社経営に対する高い識見を生かし、かつ、客観的立場から監査いただけるものと判断しております。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれのある場合には該当せず、独立性が確保されているものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

社外取締役および社外監査役については、次の(i)から(v)までのいずれにも該当せず、かつ、(vi)および(vii)を満たす者のなかから、候補者を選定します。
(i) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
(ii) 当社の主要な取引先またはその業務執行者
(iii) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
(iv) 最近において前(i)、(ii)または(iii)に該当していた者
(v) 次のAからDまでのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
A 前(i)から(iv)までに掲げる者
B 当社の子会社の業務執行者
C 当社の子会社の業務執行者でない取締役
D 最近において前BまたはCのいずれか、または当社の業務執行者（社外監査役とする場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者
(vi) 企業経営、法曹、会計、学術等の分野における見識・経験を活かし、客観的立場から職責を適切に行える者
(vii) 当社の持続的成長に貢献できる者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の職務の遂行について、当社および担当部門の業績や今後の持続的成長への貢献度等をもとに評価し、これを月額報酬額に反映させる仕組みを導入しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役8名　235百万円（うち社外2名　18百万円）
監査役6名　54百万円（うち社外3名　22百万円）

（注）上記の報酬等の額には、当事業年度中に退任した監査役1名に支給した報酬等が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役および経営陣幹部の報酬について、報酬水準の妥当性および業績評価の透明性を確保する観点から取締役会の諮問機関である任意の報酬に関する委員会（報酬委員会）において、業績や今後の持続的成長への貢献度等を勘案し、取締役および経営陣幹部の報酬について審議を行い、取締役会に対して、答申を行います。取締役会は、報酬委員会の答申を踏まえ、審議し、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、取締役の報酬を決定します。また、取締役会は、報酬委員会の答申を踏まえ、審議し、経営陣幹部の報酬を決定します。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社は、人員面を含む取締役および監査役の支援体制を整えます。取締役会および監査役会は、各取締役および監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認します。

取締役会において意義のある意見、指摘および質問が行われるよう、事前に資料を配布するとともに、必要に応じて事前に説明を行うなど、十分な情報提供に努めます。また、当社は、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行います。

監査役を補助すべき使用人として、「監査役業務補助員」を設置しており、社外監査役についても「監査役業務補助員」が補助しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

［業務執行に関する事項］

経営における意思決定・監督機能と執行機能の分離による各々の機能の強化や意思決定の迅速化と権限・責任の明確化により経営の効率化を図るため、「執行役員制度」を導入しております。

また、「取締役会規程」、「職務権限規程」等の社内規程により職務権限・意思決定のルールを明確にすることで適正かつ効率的な職務の執行を図っております。

全社経営戦略その他の経営上重要な事項を審議するための「経営会議」をはじめ、目的に応じ各種会議体を整備し、運用することにより、重要事項については、実質的な審議を充分重ねたうえで、決定しております。

なお、当社は、環境の変化およびリスクに対応できる自己資本を確保することで健全な財務基盤を維持しつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組むことで収益力と資本効率の改善を図ることとし、中期経営計画、決算説明、事業報告、有価証券報告書、決算短信等を通じて、適時説明します。

［監査・監督に関する事項］

〇監査役の監査に関する事項

監査役は、「監査役監査基準」を定め、これに従い監査を行っております。

〇監査役の機能の強化に関する取組状況

取締役会は、監査役には、財務および会計に関する適切な知見を有している者が１名以上選任されるよう、監査に必要となる豊富な経験と高度な専門性を有する者のなかから、監査役会の同意を得て、監査役の候補者を指名します。

監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすることおよび常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割および責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めます。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保します。

監査役を補助すべき使用人として、「監査役業務補助員」を設置しております。「監査役業務補助員」は、監査役の指示を受けて業務を遂行しております。また、「監査役業務補助員」の人事異動および人事考課に関しては、監査役会の事前の同意を得ることとしております。

会議体の議事結果やコンプライアンスおよびリスク管理に関する監査の結果等の定例的な事項については、監査役に対し定期的に報告するとともに、会社に著しい損害を与える事態が発生し、もしくはそのおそれのあることを知ったとき、職務遂行に関する不正な行為もしくは法令定款に違反する重大な事実があったときまたは当局から行政処分を受けたときは、速やかにその事実を監査役に報告することとしております。また、「内部監査室」は、内部監査の結果を監査役に報告することとしております。

原則として2ヶ月に１回、社長と監査役との懇談会を開催し、社長は、監査役に業務執行の状況を報告するとともに、会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図っております。

また、当社の意思決定に係る書類である伺書のデータベースを監査役の閲覧に供するとともに、取締役会のほかにも業務執行の状況を把握するために必要な会議への監査役の出席を認めております。

〇内部監査に関する事項

内部監査のための社内組織として、「内部監査室」を設置しており、「内部監査規程」に基づき内部監査室長以下８名にて、これにあたっております。

〇会計監査に関する事項

会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等は次のとおりです。
金子秀嗣（所属：新日本有限責任監査法人）
吉川高史（所属：新日本有限責任監査法人）

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、「監査役設置会社」の形態を採用しております。業務に精通した取締役と経営に対する監督機能の強化を図るために選任された独立役員である社外取締役からなる取締役会における審議等を通じて的確な経営判断を行い、業務の効率化に努めるとともに、監査役の監査機能の充実を図る形態が、現在のところ当社に適していると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日の7日前に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等（携帯電話を含む。）によって議決権を行使することを可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向け議決権行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知および株主総会参考書類について、英文での提供を行っております。
その他	当社ホームページおよびTDnetを通じて、招集通知（英文を含む。）を、発送日前に早期開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末・第2四半期決算発表後に決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR資料掲載ホームページアドレス： http://www.soc.co.jp/ir/document/ 掲載情報： 有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、アニュアルレポート、報告書（株主の皆さまへ）、その他ニュースリリース	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署：総務部IR広報グループ	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、ステークホルダーや社会との関わりを重視し、社会の一員として経済問題、環境問題および社会問題に積極的に取り組みます。また、取締役会は、社長を委員長とするCSR委員会を組織し、「地域社会との共生」、「ステークホルダーとのコミュニケーション」のさらなる充実および拡大に取り組みます。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「社会とのつながり」を強く意識し、経済的側面からの貢献をはじめ、環境保全活動や社会貢献活動を通じて地域社会との共生を図ります。また、CSRレポートを作成し、これをホームページに掲載することにより公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	取締役会は、情報開示を重要な経営責任の一つであると認識しています。そのため、株主をはじめステークホルダーへ正確な情報が伝達できるよう、情報開示にあたっては、平易かつ具体的な記載を行うよう努めます。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制を、企業を組織として機能させることにより、経営戦略を遂行し、事業目標を達成させるための仕組みと認識し、継続的な企業価値の増大という企業の基本的な目標を達成するため、合理的な仕組みを構築し、運用いたします。

[内部統制システムの整備の基本方針]

1 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
（イ） 当社グループの全ての役職員（執行役員制度に基づく執行役員を含む。また、嘱託、派遣社員を含む。）に対し、コンプライアンスの意識高揚、浸透、定着を図るため、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、その役割と責任を明確にするため、コンプライアンス委員会規程を制定する。
（ロ） コンプライアンス委員会は、毎年度ごとにコンプライアンスに関する活動の計画を策定し、その進捗を管理する。
（ハ） コンプライアンスの状況に関する監査は、内部監査室が行い、その監査結果をコンプライアンス委員会に報告する。コンプライアンス委員会は、監査結果について、必要に応じ適切な措置を講じるとともに、監査結果等を取締役会および監査役に報告する。
（ニ） 当社グループの企業活動にかかわるコンプライアンスに関して、当社グループ社員（嘱託、派遣社員を含む。）から通報を受け、その是正のための措置を行うことを目的とした通報制度（コンプライアンスホットライン制度）を設ける。なお、通報窓口は、社内においては内部監査室、社外においては弁護士をこれにあてる。また、通報者の希望により匿名性を確保するとともに、通報者に対し不利益な扱いを行わない
（ホ） 当社グループの業務活動および諸制度に関し、内部監査を行うことを目的として内部監査室を設置する。
（ヘ） 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした対応を行い、一切の関係を遮断するための体制を整備する。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

（イ） 法令および文書規程、情報管理基本規程、情報セキュリティ基本規程等の社内規程に基づき文書等の保存および管理を行う。
（ロ） 当社の意思決定に係る書類である伺書については、検索が容易なデータベースに登録することにより管理するとともに、当該データベースについては、監査役の閲覧に供するものとする。

3 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

（イ） 当社グループのリスクの把握、評価および対応を図るため、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、その役割と責任を明確にするため、リスク管理委員会規程を制定する。
（ロ） リスク管理委員会は、毎年度ごとにリスク管理に関する活動の計画を策定しその進捗を管理する。
（ハ） リスク管理の状況に関する監査は、内部監査室が行い、その監査結果をリスク管理委員会に報告する。リスク管理委員会は、監査結果について、必要に応じ適切な措置を講じるとともに、監査結果等を取締役会およびに監査役に報告する。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（イ） 当社を取り巻く環境の変化に適切かつ効率的に対応するため、中期経営計画を策定し、達成すべき目標とそれを実現するためのアクションプランを明確にし、これに取り組む。
（ロ） 経営における意思決定・監督機能と執行機能の分離による各々の機能の強化や意思決定の迅速化と権限・責任の明確化により経営の効率化を図るため、執行役員制度を導入する。
（ハ） 取締役会規程、職務権限規程等の社内規程により職務権限・意思決定のルールを明確にすることで適正かつ効率的な職務の執行を図る。

5 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

（イ） 子会社の取締役等の職務の執行に係わる事項の会社への報告に関する体制当社グループ会社における協力の推進と子会社の自主責任を前提とした経営を基本理念 に、当社グループ全体の業務の整合性の確保と効率的な遂行を図るため関係会社管理規程を制定し、子会社から報告すべき事項を明確にするとともに、子会社を管理する担当部署を設置する。
（ロ） 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制リスク管理については、リスク管理委員会の活動対象を当社グループ全体とし、内部監査室によるリスク管理の状況に関する内部監査の対象も当社グループ全体とする。
（ハ） 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制子会社を取り巻く環境の変化に適切かつ効率的に対応するため、年間予算を策定し、その達成に取り組む。取締役会規程、職務権限規程等の社内規程により職務権限・意思決定ルールを明確にすることで適正かつ効率的な職務の執行を図る。
（ニ） 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを 確保するための体制コンプライアンスについては、コンプライアンス委員会の活動対象を当社グループ全体とし、内部監査室によるコンプライアンスの状況に関する内部監査の対象も当社グループ全体とする。また、コンプライアンスホットライン制度については、その通報窓口を子会社にも開放し、これを子会社に周知することにより、当社グループにおけるコンプライアンスの実効性を確保する。

6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

（イ） 監査役を補助すべき使用人として、監査役業務補助員を設置する。監査役業務補助員は監査役の指示を受けて業務を遂行する。
（ロ） 監査役業務補助員の人事異動および人事考課に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

7 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

（イ） 会議体の議事結果やコンプライアンスおよびリスク管理に関する監査の結果等の定例的な事項については、監査役に対し定期的に報告するとともに、会社に著しい損害を与える事態 が発生し、もしくはそのおそれのあることを知ったとき、職務執行に関する不正な行為もしくは法令定款に違反する重大な事実があったときまたは当局から行政処分を受けたときは、速やかにその事実を監査役に報告する。
（ロ） 内部監査室は、内部監査の結果を監査役に報告する。

8 子会社の取締役等および使用人又はこれらの者から報告を受けた者の監査役への報告に関する体制

（イ） 子会社に著しい損害を与える事態が発生し、もしくはそのおそれがあることを知ったとき、職務執行に関する不正な行為もしくは法令定款に違反する重大な事実があったときまたは当局から行政処分を受けたときは、速やかにその事実を監査役に報告する。

9 監査役への報告をした者がそれを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
（イ） 報告者の匿名性を確保するとともに、報告者に対し人事上の処遇等において不利な取扱いを行わない。

10 監査役の費用の前払い・償還の手続きその他職務執行について生ずる費用・債務処理の方針に関する事項

（イ） 監査方針・計画等に基づく監査役の職務の円滑な執行に必要と認められる費用（前払い・償還を含む）は、当社の負担とする。

11 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（イ） 原則として2ケ月に1回、社長と監査役との懇談会を開催し、社長は、監査役に業務執行の状況を報告するとともに、会社運営に関する意見の交換のほか、意思 の疎通を図る。
（ロ） 当社の意思決定に係る書類である伺書のデータベースを監査役の閲覧に供するとともに、取締役会のほかにも業務執行の状況を把握するために必要な会議への監査役の出席を認めるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした対応を行い、一切関係を持ちません。
この基本方針に基づき、総務部を対応統轄部署として情報収集を行うとともに、必要に応じ警察、弁護士等と連携して組織的に対応することとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

1. 基本方針の内容の概要
当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。
もっとも、当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思に基づき
決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。
しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付けの条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主共同の利益を毀損するものもありえます。
このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

2. 基本方針の実現に資する取組み
当社は、「私たちは、地球環境に配慮し、たゆまない技術開発と多様な事業活動を通じて、豊かな社会の維持・発展に貢献する企業グループを目指します。」という企業理念のもと、「セメント事業」および関連する「鉱産品事業」・「建材事業」を通じて、社会資本整備や重厚産業に不可欠な基礎資材を提供してます。また、独自技術の開発や外部技術の導入によって、「光電子事業」・「新材料事業」等を展開し、先端技術分野向けの部
材や各種材料の供給を行っている。そして、これら5つの事業を効率的に運営することにより、経営の安定化と着実な成長を実現し、社会への貢献と株主の期待に応えてまいりました。
また、これら5つの事業に加え、現在、当社が事業拡大のため、注力している事業の一つが「電池材料事業」です。
「光電子事業」・「新材料事業」・「電池材料事業」の手がける分野は、市場ニーズの変化や、競争が激しいものの、今後とも市場の拡大が期待できる分野です。今後も、当社独自の技術力に加え、他社・各種研究機関との提携、共同研究を通じて、これら市場の拡大が期待できる分野において、より早く、より低コストで、より付加価値の高い製品を開発・供給することで、事業の拡大に努めるとともに、当社が長年培ってきた有形・無形の経営資源を活用し、全社的な安定収益構造を確立することで、企業価値を高めてまいります。また、株主、地域社会、取引先、従業員その他ステークホルダーとの信頼関係を維持するとともに、各ステークホルダーの信頼にこたえるべく努力してまいります。
また、当社は、「監査役設置会社」の形態を採用し、業務に精通した取締役と経営に対する監督機能の強化を図るために選任された独立役員である社外取締役からなる取締役会における審議等を通じて的確な判断を行い、業務の効率化に努めるとともに、監査役の監査機能の充実を図っております。
さらに、経営における意思決定・監督機能と執行機能の分離による各々の機能の強化や意思決定の迅速化と権限・責任の明確化により経営の効率化を図るため、「執行役員制度」を導入しております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み
当社は、上記基本方針に基づき、平成20年6月27日開催の当社第145回定時株主総会において株主の承認をえて、当社株式の大規模買付行為への対応策を導入しました。また、平成23年6月29日開催の当社第148回定時株主総会において株主の承認をえて、その内容を一部改定した上で、更新しました(更新後の当社株式の大規模買付行為への対応策を、以下「旧プラン」という。)。その後、平成26年5月13日に開催された当社取締役会において、旧プランの内容を一部改定した上で更新すること(改定後のプランを、以下「本プラン」という。)を決定し、平成26年6月29日
開催の第151回定時株主総会において、承認されました。
本プランの概要については、以下のとおりです。

(1)本プランの対象となる当社株式の買付け
本プランの対象となる当社株式の買付けとは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者等」といいます。)とします。

(2)特別委員会の設置
当社取締役会は、大規模買付ルールに則った手続の進行ならびに当社の株主の利益および当社の企業価値を守るために適切と考える方策を取る場合におけるその判断の合理性および公正性を担保するため、当社取締役会から独立した機関として特別委員会を設置します。

(3)大規模買付ルールの概要
当社が設定する大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。
1) 大規模買付者等による意向表明書の当社への事前提出
大規模買付者等が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約および大規模買付者の名称等を日本語で記載した意向表明書を提出していただきます。
2)大規模買付者等による必要情報の提供
当社は、意向表明書受領後、大規模買付者等から当社取締役会に対して、株主の判断および取締役会としての意見形成のために提供を求める必要かつ十分な情報(以下「大規模買付情報」といいます。)のリストを当該大規模買付者等に交付し、大規模買付者等には、本大規模買付情報のリストに従い、本大規模買付情報を当社取締役会に提出していただきます。
3)取締役会による評価期間等
当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者等が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間を設定します。

(4)大規模買付行為が為された場合の対応方針
1)大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合
当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。
但し、大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律が認める対抗措置をとることがあります。
2)大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守しない場合
大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守しなかった場合で、かつ当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するために必要であるときには、当社取締役会は、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することとします。
3)対抗措置の発動の手続
対抗措置をとる場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、まず当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとします。
当社取締役会は、対抗措置の発動の是非を判断するにあたり、特別委員会の勧告を最大限尊重します。
4)株主意思確認総会の開催
当社取締役会は、対抗措置の発動勧告について、特別委員会が対抗措置の発動に関してあらかじめ株主の意思を確認するべき旨の留保を付した場合であって、当社取締役会が、適切と判断する場合には、実務上可能な限りすみやかに株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)を開催し、対抗措置の発動に関する株主の意思を確認することができるものとします。
株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従います。

(5)本プランの有効期間
本プランの有効期間については、平成26年6月27日開催の当社第151回定時株主総会の終結時から平成29年6月開催予定の第154回定時株主総会の終結時までとします。

4. 上記2. および3. の取組みが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて
当社取締役会は、上記2. の取組みは、当社の企業価値を継続的かつ持続的に向上させることを目的とするものであることから、上記1. に記載
した基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、また当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。
また、当社取締役会は、次の理由から上記3. の取組みが上記1. に記載した基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、また当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

(1)買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則をすべて充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務、議論を踏まえた内容となっており、合理性を有するものと考えています。更に、本プランは、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

(2)株主意思を重視するものであること
本プランは、平成26年6月27日開催の当社第151回定時株主総会での承認により発効しており、株主の意思が反映されています。
また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランに定める対抗措置の発動の是非について、株主意思確認総会において株主の意思を確認する
こととしています。
更に、本プラン更新後、有効期間満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の意思が反映されます。

(3)当社取締役の任期が1年とされていること
当社は、取締役の任期を1年としており、経営陣の株主に対する責任をより明確なものとしています。また、本プランは、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしていることから、取締役選任議案に関する議決権の行使を通じて、本プランに対する株主の意思を反映させることも可能となっています。

(4)特別委員会の判断の重視と情報開示
本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外取締役および社外有識者で構成される特別委員会により行われることとされています。
また、その判断の概要については株主に情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5)合理的な客観的要件の設定
本プランにおける対抗措置は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6)デッドハンド型買収防衛策ではないこと
本プランは、当社の株券等の大規模買付者等が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。
本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成25年5月13日付「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)の更新について」をご覧ください。
(参考URL　http://www.soc.co.jp/wp-content/uploads/2014/05/29a5797e84041df39faf0a1840fda2a2.pdf)

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

[適時開示体制の概要]

1. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社は、投資者に誠実に、公正かつ適時適切な会社情報の開示を行うため、「内部情報管理およびインサイダー取引防止規程」（以下内部情報管理規程といいます。）を制定し、この規程に基づき当社グループの情報の適時開示に係る体制を構築し、実行しております。また、取締役会は、情報開示を重要な経営責任の一つであると認識しています。そのため、株主をはじめステークホルダーへ正確な情報が伝達できるよう、情報開示にあたっては、平易かつ具体的な記載を行うよう努めます。具体的には、次のとおりです。

（1） 開示情報の管理
1） 内部情報管理規程に適時開示の対象となる会社情報（以下開示情報といいます。）を明記することにより、当社の役員、従業員その他業務に
従事する者（以下役職員といいます。）に対して開示情報の明確化を図っております。
2） 役職員には、開示情報の厳重な管理と漏洩の禁止・防止を義務づけ、これを実施しております。

（2） 開示情報の公表
1） 開示情報の公表は、可能な限り早期に行うことを内部情報管理規程に明記することによりその方針を役職員の共通認識として徹底しておりま
す。
2） 開示情報が発生したときは、当該開示情報の所管部署長がこれを確認のうえ、直ちに法務室長に報告しております。
3） 開示情報の公表は、法務室長が主管し、具体的な公表内容は、法務室長が法令、金融商品取引所の規則等に基づき確認のうえ決定し、公表は、法務室の立会いのもと、代表取締役または代表取締役から委任を受けた者が行っております。

（3） 子会社に関する情報の管理
1） 子会社の内部情報管理については、各子会社の所管部署が所管する子会社に対し、当社の内部情報管理規程を周知し、これに準じて実施するよう指導・徹底しております。
2） 子会社に関する開示情報が発生した場合、当該子会社が直ちに当社所管部署に報告し、当該所管部署長がこれを確認のうえ、直ちに法務室長に報告しております。報告された開示情報については、上記(2)－3)に従い公表しております。

2. 適時開示にかかる社内体制のチェック機能

当社においては、内部統制の徹底を目的として、次の体制を構築し、実行しております。適時開示にかかる社内体制についても、これら体制の実行の中でチェックしております。また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行います。

（1） 内部監査室によるチェック
当社の内部監査の実施を目的として「内部監査規程」を制定するとともに社長直属の内部監査室を設置し、同規程に従い当社グループ全体の法令・社内規程の遵守等コンプライアンス状況について監査し、その結果を社長、監査役およびコンプライアンス委員会に報告することにより内部
統制の徹底を図っております。

（2） コンプライアンス委員会による周知徹底および是正措置等
当社グループのコンプライアンスを徹底するため、「コンプライアンス委員会規程」を制定し、社長直属の機関として「コンプライアンス委員会」を設置しております。コンプライアンス委員会は、社長を委員長、法務室担当役員を副委員長とし、本社在勤の常務以上の執行役員、内部監査、総務、法務、人事、企画、管理、知的財産および環境部門の長を委員として構成され、コンプライアンスの周知徹底のための諸施策を実施するとともに、内部監査室によるコンプライアンス状況の監査の結果について、必要に応じ適切な措置を講じるとともにその結果を取締役会に報告しております。

［コーポレートガバナンス模式図］

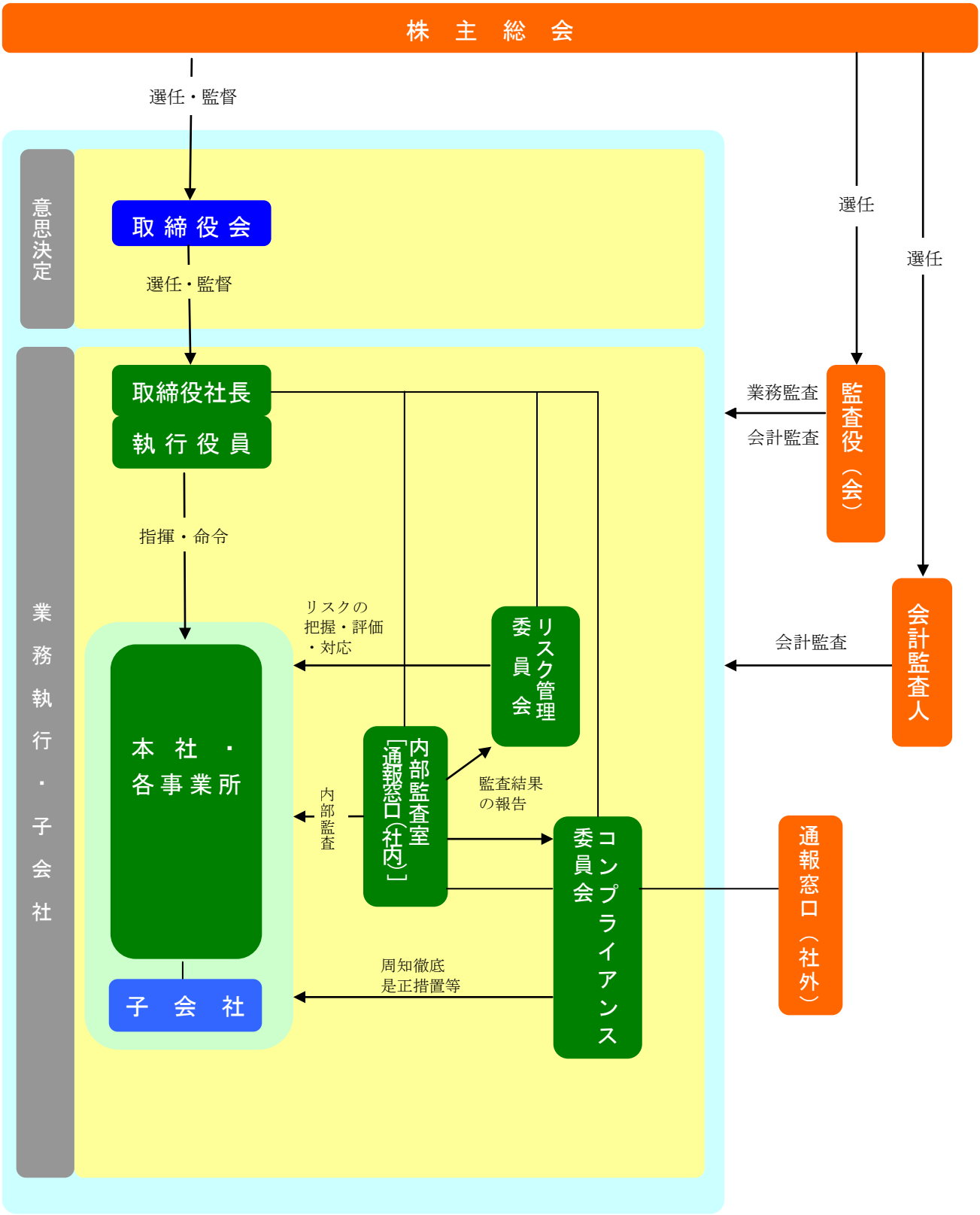

［会社情報の適時開示にかかる社内体制］

